

熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例及び熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び
熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように
改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
及び熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

(熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正)

第 1 条 熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条
例(平成 24 年条例第 97 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 22 条第 3 項」を「第 22 条第 4 項」に改める。

(熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24
年条例第 101 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 17 条第 3 項」を「第 17 条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第17号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。